

平成30年9月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年9月10日（月） 午前9時00分開会
2. 開催場所 役場2階会議室
3. 出席委員（8人）

会長(10番) 渡邊 和夫	職務代理者(5番) 永田 熊信	
(1番) 宮原 清人	(2番) 岩坂 博行	(3番) 西田 義和
(4番) 山田 成代	(6番) 白石 梯三	(7番) 平川 真由美
(8番) 内元 幸一郎	(9番) 信國 敏彦	

地区推進委員
高岡 重盛 ~~未崎 俊充~~ 岩崎 盛光 伊東 明継 中竹 宏一
杉本 和博
4. 欠席委員：農業委員（2人）
欠席委員：最適化推進委員（1人）
5. 議事日程

日程第1	議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第27号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第3	議案第28号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

そ の 他
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	富永 得治
農地係長	阿久津 裕介

7. 会議の概要

開会 午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、4番、6番委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。只今から、平成30年9月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、7番委員、8番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が3議案で、案件が31案件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>
事務局	<p>はじめに、議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について、審議します。それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>おはようございます。議案第26号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。番号1、大字川辺字下永江、田1筆の756㎡です。権利種別は3条の有償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は、10aあたり、350,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について8番委員から報告をお願いします。</p>
8番委員	<p>昨日、川辺地区推進委員と譲渡人と譲受人のところまで行きまして、確認しました。ここに記載していることに間違いありません。以上報告いたします。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明と8番委員からの報告がありました が、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ しいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認する ことに決定いたします。次に2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字上高原及び高原、畑3筆の23,379㎡です。権 利種別は3条の有償移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されてい るとおりです。売買価格は10aあたり300,000円です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員から報告をお願いいた します。</p>
川辺地区委員	<p>9月1日に10番委員と現地確認しております。議案にかかれて おります内容は間違いありませんが、この農地は委託管理をされて いた農地で、確認する中でもうすでに譲受人に仮登記がなされてお り、農地に関しては防霜ファンが設置してあるので、防霜ファンは 誰の所有物か地権者に問い合わせたところ、昔からあったとの曖昧 な返答でしたので、以前の耕作者に聞きましたら自分が建てたとの ことでした。以上です。</p>
10番委員	<p>売主の方の立会をもとに今までの過程、事情を川辺地区推進委員 と現場で聞きました。防霜ファンは補助事業で建ててあり、あと2 年くらいの残年数が残っています。確認しました。防霜ファンも含 めての売買なのか確認したところ、前から建っていたとのことでは したが、そうじゃないことも知ってますし、返すとしたら何百万かけ て防霜ファンを設置しないし、私なら借りもしませんと言ったら黙 り込みました。防霜ファンについてはちゃんと説明しておいてくだ さいと言っておきました。誰に売ってもいいが、順序が違うのでは ないかとも言いました。今まで荒れているのを管理してもらって今 日まできて、いきなり第三者に売るのはなく、現在借りている人</p>

<p>四浦推進委員</p>	<p>に聞いてから次の人に相談するのが順序でしょとも言っておきました。内容証明でのやりとりを3回ほどされております。詳しいことは、当時の話を四浦地区推進委員がご存知ですので、よろしく願いいたします。</p> <p>この売買については、前の農業委員さんもおられますので、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、この件は8年前になると思いますが、農地を取得するにあたり、農作業の委託契約があったので許可をいたしました。この件につきましては当事者同士で、ある程度解決してから許可したほうがいいのではないかと思います。現在の農業委員の判断に委ねます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局からの説明及び10番委員と川辺地区推進委員及び四浦地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(保留の意見の声)</p>
<p>議長</p>	<p>保留のご意見がございましたが、反対の意見はございませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>本件に対して、保留することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議がないようですので、本件は保留することに決定いたします。</p> <p>議案第27号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画 の承認について（利用権貸借）</p>
<p>議長</p>	<p>議案第27号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について審議します。</p> <p>1番についてですが、9番委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p>

	(9番委員退席)
議長	それでは、1番について事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第27号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認についてご説明いたします。番号1、大字四浦西字葉根田及び小野迫、畑5筆1,861㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。
議長	引き続き、本件について四浦地区推進委員に報告をお願いします。
四浦推進委員	この案件につきましては、再設定の案件ですので何ら問題ないと思われま。四浦地区においては、借り手がおらず困っていますので助かっております。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明及び四浦地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。 ここで、9番委員の入室を許可します。
	(9番委員入室・着席)
議長	次に2番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	番号2、大字川辺字下黒石、田1筆979㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり

議長	25,000 円です。以上です。
8 番委員	引き続き、本件について 8 番委員に報告をお願いします。
議長	<p>昨日、川辺推進委員と双方宅に伺いまして、記載されていることに間違いありません。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明及び 8 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に 3 番から 8 番までは利用権の設定を受ける者と期間、賃借料が同一で関連につき、一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 3 から番号 8 までは中間管理機構を介しての熊本県農業公社の分ですので一括してご説明いたします。番号 3、大字川辺字下七折、畑 1 筆の 798 m²です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a あたり 5,000 円です。番号 4、大字川辺字下七折、畑 3 筆の 1,405 m²です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a あたり 5,000 円です、続きまして番号 5、大字川辺字下七折、畑 1 筆の 293 m²です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a あたり 5,000 円です。番号 6、大字川辺字下七折、畑 1 筆の 477 m²です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a あたり 5,000 円です。番号 7、大字川辺字下七折、畑 1 筆の 668 m²です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定</p>

<p>議長</p>	<p>を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号8、大字川辺字下七折、畑9筆の3,183㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明及がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に9番から15番までは、利用権の設定を受ける者と期間、賃借料が同一で関連につき、一括して事務局より説明をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>番号9から番号15まで一括してご説明いたします。番号9、大字川辺字七折、畑1筆の381㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号10、大字川辺字下七折、畑1筆の666㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号11、大字川辺字下七折、畑1筆の660㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号12、大字川辺字下七折、畑1筆の558㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号13、大字川辺字下七折、畑1筆の442㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間</p>

<p>議長</p>	<p>は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号14、大字川辺字下七折、畑1筆の289㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号15、大字川辺字下七折、畑1筆の246㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に16番から20番は、利用権の設定を受ける者と期間、賃借料が同一に関連につき、一括して事務局より説明をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>番号16から番号20までを一括してご説明いたします。番号16大字川辺字下七折、畑1筆1,112㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号17、大字川辺字下七折、畑1筆の285㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号18、大字川辺字下七折、畑1筆の180㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号19、大字川辺字下七折、畑1筆の318㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号20、</p>

議長	<p>大字川辺字下七折、畑1筆の658㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明及がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に21番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号21、大字川辺字下七折、畑1筆の828㎡です。使用貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの場合)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に22番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号22、大字川辺字下七折、畑2筆の1,107㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案</p>

議長	<p>に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの説明及がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による 農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第28号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議します。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第28号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画案に対する意見についてご説明いたします。番号1、大字川辺字下七折、畑8筆の3,985㎡です。利用権を設定する農用地及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法賃貸借の転貸で期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ</p>

	<p>しいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字下七折、畑3筆の739㎡です。利用権を設定する農用地及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法賃貸借の転貸で期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見がなければ)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に3番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字川辺字下七折、畑1筆の630㎡です。利用権を設定する農用地及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法賃貸借の転貸で期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>

	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に4番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号4、大字川辺字下七折、畑10筆の4,618㎡です。利用権を設定する農用地及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法賃貸借の転貸で期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に5番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号5、大字川辺字下七折、畑7筆の3,242㎡です。利用権を設定する農用地及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法賃貸借の転貸で期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること

事務局	<p>に決定いたします。次に6番について事務局の説明をお願いします。</p> <p>番号6、大字川辺字下七折、畑1筆の828㎡です。利用権を設定する農用地及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法賃貸借の転貸で期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に7番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号7、大字川辺字下七折、畑1筆の512㎡です。利用権を設定する農用地及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法賃貸借の転貸で期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの場合)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>

議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p>
事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について 10月10日、(水)曜日、午前9時から</p> <p>閉 会</p> <p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会 午前10時15分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

平成30年9月10日

相良村農業委員会

署名委員 7番 _____ (印)

署名委員 8番 _____ (印)